

経税部だより

税理士制度は納税者の権利を擁護する代理人制度

税理士 清家 裕



はじめに

税金の申告、税金の相談、税務調査の立会などのために、税理士に参与してもらっている開業医の先生が多いかと思います。そこで、先生方に関与している税理士の業界で、今どんな動きがあるのかをご紹介します。また、「税理士を考える」一助にしてもらえたらと思います。

1. 税理士制度は納税者の権利を擁護する代理人制度

私は「税理士制度は納税者の権利を擁護する代理人制度である」と考えています。税理士は税理士法に基づき、税理士業務を行っています。この税理士法第1条では「税理士の使命」を、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現をはかることを使命とする」と定めています。この使命によれば、税理士は納税者から「独立した公正な立場」が求められています。この「独立した公正な立場」に、何か違和感を持たれるのではないのでしょうか。私もずっと違和感を持ってきました。

1980(昭和55)年に税理士法の「改正」が行われ、第1条が「中立的な立場」から「独立した公正な立場」に変更されました。税理士が納税者から一層切り離される出発点になり、30年後の今日、「納税者の権利を擁護する代理人制度」が危うくなってきています。「独立した公正な立場」を拠り所にして、課税当局への税理士の補助者化・下請化が進められています。

「租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現」のためには、税理士制度は強大な課税当局に相対する弱き納税者のために、課税当局とは対等平等の立場で対峙できる「納税者の権利を擁護する代理人制度」でなければなりません。

1972(昭和47)年に日本税理士会連合会(以下、日税連)が機関決定した「税理士法改正に関する基本要綱」では、「税理士は、納税者の権利を擁護し、法律に定められた納税義務の適正な実現を図ることを使命

とする」となっています。

2. 書面添付の推進強化

税理士法に書面添付制度というのがあります。納税者に関与している税理士は、納税者の申告書を作成し税務署に提出する時に、申告書の作成に関し、税理士が「計算し、整理し、相談に応じた」事項を記載した書面を添付することもできることになっています。そして、この書面が添付されている納税者に税務署が事前通知して税務調査を行う場合には、事前通知する前に添付書面に関し税理士に意見を述べる機会を与えなければならないという制度です。この制度はあくまで任意の制度で、納税者の承諾も必要とせず、書面を添付するかどうかは税理士の自主判断です。

この書面の添付率が低迷し、添付率向上に執念を燃やす国税庁は2~3年前から日税連と一体となり、新たな施策を取り入れて書面添付の添付率向上を図っています。

国税庁は「記載内容が良好な添付書面」で「意見聴取後、税務調査を省略する場合」には、「調査省略文書」を税理士に発行する施策、日税連は税理士が「記載内容が良好な添付書面」を作成するための「添付書面作成基準(指針)」を作り推進する施策です。このような施策まで講じて書面添付の推進を図らなければならない理由は何でしょうか。

税務署が書面添付と意見聴取で「調査省略」をするためには、税務署員が調査を行ったと同内容のレベルでなければならないはずですが、税理士は税務署員の目線と税務署員の身代わりで、申告書と添付書面を作成しなければなりません。これでは税理士は納税者の代理人ではなく、税務署の補助者に成り下がってしまいます。

税理士会は「書面添付制度は税理士法第1条『税理士の使命』を具現化した税理士だけに付与された権利です」と訴え、税理士に書面を添付するように強く働きかけました。この背景には庶民増税による納税者の爆発的な増加があり、課税当局は税理士活用が死活問題になっているからです。

3. 税務支援と税理士の下請化

税理士法は税理士会に「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務」を行うことを義務づけています。いわゆる経済的困窮者に対する税務援助です。私はこのような人々に対する税務援助は、税理士会が会の独自事業として行い、課税当局の下請で行うべきではないと考えています。しかし、現在の税務支援は経済的困窮者の税務援助と経済的困窮者以外の税務指導が区分けされることなく渾然一体として実施され、主に課税当局の下請事業として行われているのが実情です。

課税当局は①記帳指導、②年金受給者等の相談会、③所得税確定申告期における無料税務相談、④所得税確定申告期における電話相談を外部委託し、税理士会が受託事業として落札しています。派遣される税理士に渡される日当は、課税当局が支払う下請代金が原資です。この現場での税理士の立ち位置は、「納税者の権利を擁護する代理人制度」なのか、はなはだ疑問です。このような状況の中で、税理士は課税当局と対等平等な関係を物理的にも精神的にも維持できるのでしょうか。税務支援に名を借りて、課税当局への税理士の下請化が進行しています。この背景にも庶民増税による納税者の爆発的な増加があります。税務署員は「調査・徴収」に集中し、「指導・相談」は税務支援で税理士に下請させる体制です。

4. 税務調査と税理士の立ち位置

このように税理士業界では、税理士の課税当局への補助者化・下請化が課税当局主導の下で進んでいます。税務調査での税理士の立ち位置にも影響を及ぼすのではないのでしょうか。税務調査時の税理士の立ち位置は、私のイメージでは下図のようになります。

納税者の権利を擁護する税理士の立ち位置は図①です。現在の税理士法第1条「税理士の使命」は図②です。課税当局への税理士の補助者化・下請化で図③に変質する危惧があります。そして、税務援助従事者の法律による義務化と書面添付制度推進のさらなる法整備を図るために、日税連は2011(平成23)年度を目途に税理士法を「改正」する動きを強めています。税務調査時の税理士の立ち位置を図①にしていくためには、このような税理士法「改正」を阻止し、税理士法第1条「税理士の使命」を「納税者の権利を擁護する代理人制度」に改正する必要があります。

税務調査時の税理士の立ち位置(清家のイメージ図)

